

16 金融機関提携保証「ひやくライト」

金融機関提携保証「ひやくライト」は、一定の審査基準に該当する中小企業・小規模事業者の皆さまの資金ニーズに対し迅速に無担保で対応することを目的とした保証です。個人事業者の方も対象となります。

対象となる方	当協会が定める保証対象要件および審査基準に該当し、次のすべての要件に該当する法人（会社（株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社）、士業法人、医療法人）および個人事業者 ①引き続き2年以上事業を営んでいること ②確定申告書（決算書）＊の写しを直近2期分（各決算は、1期を12か月とする）提出できること ※個人事業者の場合は、青色申告で貸借対照表の添付があること ③取扱金融機関との取引等が次のいずれかに該当すること ア 与信取引が1年以上ある（信用保証協会の保証を付した融資取引のみは除く） イ 申込時において信用保証協会の保証を付さない融資残高がある ウ 本保証と同時に信用保証協会の保証を付さない融資を行う																				
資金使途	運転資金および設備資金（ただし、不動産取得資金は対象となりません）																				
融資限度額	5,000万円 （注1）一般の無担保保険（8,000万円）の範囲内とします。 （注2）既存の「ひやくライト」の融資残高との合計で5,000万円以内とします。 （注3）当該申込を含めた総保証債務残高が直近の確定申告書（決算書）における年商額の範囲内とします。																				
保証期間	10年以内（うち据置期間1年以内）																				
貸付形式	証書貸付または手形貸付																				
返済方法	元金均等分割返済または一括返済 （一括返済は、保証期間1年以内の場合に限ります）																				
貸付利率	金融機関所定利率 ただし、兵庫県融資制度「長期資金（一般運転）」を併用する場合は、当該融資制度要綱の定めによります。																				
担保	不要																				
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。																				
保証料率	経営状況に応じて決定（下表参照） <table><tr><td>保証料率区分</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr><tr><td>責任共有保証料率</td><td>1.90%</td><td>1.75%</td><td>1.55%</td><td>1.35%</td><td>1.15%</td><td>1.00%</td><td>0.80%</td><td>0.60%</td><td>0.45%</td></tr></table> （注）会計処理に関する割引の適用が可能です。詳細はP2をご参照ください。	保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨												
責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%												
保証割合	責任共有制度対象																				
その他注意事項	①申込の前に、当協会の所定の様式にて事前相談を行ってください（事前内定型の保証商品です）。 ②貸付実行後、金融機関においてモニタリングを行った上で、融資先企業から決算期ごとに確定申告書（決算書）を当協会へ提出していただきます。 ③兵庫県融資制度「長期資金（一般運転）」のみ併用できます。この場合、当該融資制度要綱および本保証制度の要件を何れも充足する必要があります。																				
取扱金融機関	三井住友銀行、りそな銀行、但馬銀行、池田泉州銀行、中国銀行、百十四銀行、関西みらい銀行、京都銀行、山陰合同銀行、南都銀行、みなと銀行、トマト銀行、徳島大正銀行、神戸信用金庫、日新信用金庫、播州信用金庫、兵庫信用金庫、西兵庫信用金庫、姫路信用金庫、尼崎信用金庫、但馬信用金庫、但陽信用金庫、淡路信用金庫、大阪信用金庫、大阪シティ信用金庫、北おおさか信用金庫、鳥取信用金庫、京都北都信用金庫、兵庫県信用組合、淡陽信用組合、近畿産業信用組合（順不同 ※令和5年4月1日現在） （注）本保証は当協会と金融機関との提携保証です。申込みのご相談等につきましては、取扱金融機関にお申し出ください。																				

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください（お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください）。